

文化財 IPM コーディネータ資格制度の改正について

1 資格の新規取得に係る手続等

(1) 資格取得の要件

新規に資格を取得する場合、次の要件を充足することが必要です。

① 当研究所が行う「文化財 IPM コーディネータ資格取得のための講習会」（以下「資格取得講習会」）の受講

② 上記①の受講後 2 か月以内に行われる試験の受験と合格

規程改正前の仕組みでは上記の他に別途当研究所が行う「文化財の虫菌害・保存対策研修会」（以下「保存対策研修会」）の受講が必要（登録の要件）とされていましたが、今回の規程改正でこの要件は廃止されましたので今後は受講の必要はありません。

なお、従来「保存対策研修会」で修得することとされていた次の(a)・(b)事項は「資格取得講習会」の講習内容に含めることとしております。

(a) 博物館・美術館・図書館・文書館等における生物害対応における IPM 作業実務の在り方に関する事項

(b) 博物館・美術館等の収蔵・展示等のための施設・設備の設置・管理における IPM の観点からの生物害防除の在り方に関する事項

(2) 資格取得の手続

上記の要件を充足した後、登録の申し込み等の手続をしていただき、当研究所で登録を行い「文化財 IPM コーディネータ証」を発行します。

従来必要であった「保存対策研修会」の受講は上記(1)のとおり廃止されましたので、今後は試験合格後直ちに登録手続を行うことができることとなります。

2 資格更新とそのための要件等

資格は登録後 5 年ごとに更新する必要がありますが、従来、更新のための要件として、更新を要する日の前 2 年以内に行われる「保存対策研修会」の受講が必要とされてきました。

これについては、今回次の点が改正されました。

(1) 資格更新要件として受講する研修会

資格更新の要件として受講を要する研修会としては、従来「保存対策研修会」のみとされてきましたが、今回の規程改正によりこれに「資格取得講習会」を加え、更新手続の要件としてはこの二つのいずれかを受講すればよいこととされました。

なお、「資格取得講習会」の受講を資格更新要件として加えることは令和 4 年 1 月 1 日以降とされていますのでご承知おきください。

(2) 資格更新要件としての研修等受講

資格更新要件としての研修等受講は、従来は 5 年単位で無制限に必要とされてきましたが、今回の規程改正により、研修会の受講が必要なのは資格登録後 2 回目の更新時までとされました。

資格既保有者については、この規定は当初の資格登録時を起算点として適用されます。

このことにより、登録から 3 回目以降の更新については研修等の受講は必要とせず更新手続のみで資格を継続することができることとなります。